



県指定無形民俗文化財

横代よこしろ神楽

附、神楽面関係資料一括

昭和五一年四月二四日指定

北九州市小倉南区大字横代 高倉八幡社

横代神楽保存会

横代の高倉八幡社の秋大祭十月八日（旧八月十五日）に演じられる神楽である。この神楽はもと企救郡内の社家の間で行なわれてきたが明治になり中絶した。氏子の人々がこれをおしみ明治十八年頃改めて習得している。

演目は「大袂い・米撒き・奉幣・手草・御福」の舞神楽、「五行・みさき・四ツ鬼・岩戸開き」等の面神楽の外、「折敷・剣の舞」のような曲芸をふくんだ太神楽系統のもの、「田鋤」に演ぜられる農耕の舞、「鯛釣り」にある余興的な舞もふくんでいる。又湯立神楽も残されており、火渡り・杉丸太の木登り等もふくめて、十七番が演ぜられる。

出雲系統の採物の舞を中心にしながらも、湯立や太神楽・散楽等の多くの諸要素を加えており、又「手草」等の神歌にも中世的なものが感じられ、いかにも農村でつちかわれた神楽であることがわかる。現在使用している八面は文久元年（一八六一）の墨書があり、いかにも素朴な貌を残している。

文献「北九州市の民俗芸能」昭45

北九州市教育委員会



県指定無形民俗文化財

寒田神楽

昭和五二年四月九日指定

築上郡築城町大字寒田

寒田神楽保存会

寒田の氏神山霊神社に毎年五月五・六日及び十月二・三日の二回奉納される神楽で、宮柱を中心に二十二名の講員で構成されている。

求菩提山の北麓に位置し、修験道の影響化にあつて近隣にも同系統の神楽（同町赤幡神楽・椎田町岩丸神楽・豊前市山内神楽）が残されている。この神楽の伝承はさだかではないが、寛文四年（一六六四）、元禄十年（一六九七）銘の面が残されている。

神楽の主たる部分は出雲系統のものであるが、秋の鎮火祭に湯立神楽が舞われるのがめずらしい。中央に釜をおき猿田彦が探湯を行なうこと、長い太竹の鉾先端の幣をよじのぼって切りおとすことよって、天孫降臨の先駆として認める舞があり、舞庭を使用する大がかりなものが伝えられている。又「御先駆」の猿田彦がもつ杖（玉鉾）の両先端にシデ（紙飾）をつけること等、古い信仰形態が残されていることは貴重である。はやしは大太鼓、銅拍子・笛で通例のものである。



県指定無形民俗文化財

赤幡 神楽

昭和五十一年四月二十四日指定

築上郡築城町大字赤幡 赤幡八幡神社

赤幡神楽座

この神楽は旧築城郡（現築城町・椎田町）十六社家によって構成され、各社に奉納してきた。又小笠原藩では氏神八坂神社の祭礼に、京都郡社家神楽と交互に奉仕させていた代表的な神楽であった。明治になり社家神楽が自然廃止になりかかった時に、赤幡八幡の氏子有志に伝授したものが現在に伝わっている。式神楽・特殊神楽あわせて二〇番残されているが、出雲系統の岩戸神楽を中心に、湯立・太神楽等多種にわたっている。

式神楽は、散米・折居・御福・手草・地割、神宣の舞上・御先・花・四方鬼・戸前があり、特殊神楽には湯立・神迎・綱御先・三神・美須伝・四角手・盆・大蛇・綱切・一人舞があるが、県内ではみられない演目を多くふくんでいる。江戸期の文書に毛頭等の着用を止めて、神道色の強い神楽に改ためたことが記録されているが、多少は復興されたいらしい。

豊前地方の中心的神楽であるが、現在後継者難ですべての演目を保持することが困難になっている。

文献「民俗芸能（神楽）」昭45
文化庁

福岡県の民俗芸能

昭和五十三年三月二十日発行

編集 福岡県教育庁管理部文化課

発行 福岡県教育委員会

福岡市中央区西中洲六一二九

印刷 正光印刷株式会社

福岡市中央区赤坂一丁目二一二一